

介護従事者の処遇改善に関する意見書

急速な高齢化が進展する中、老人福祉施設等の設置主体である介護福祉サービス提供事業者は、二度にわたる介護報酬削減にもかかわらず、サービスの低下を防ぐため自助努力を重ねてきた。

平成21年度は、介護報酬の増額改定が行われたものの、介護福祉士を一定割合以上配置した場合に加算できるサービス提供体制強化加算などの個別評価による増額等のため、処遇改善の根本的な解決に至っていないのが現状である。

現在、介護職員処遇改善等臨時対策特例交付金により、介護職員の処遇改善の臨時的措置がとられているが、平成23年度末までの期限付きの措置であり、期間終了後の処遇改善については、いまだ明確な方針が出されていない。

また、老人福祉施設等におけるサービスの維持・向上を図るためには、介護職員のみならず、さまざまな職種の職員が不可欠であり、それらすべての職員の処遇改善が必要である。

よって、国においては、介護従事者の処遇改善を図るため、下記事項を実現するよう強く要請するものである。

記

- 1 財源を全額国費とした基本報酬部分の拡充を行い、介護報酬の底上げを行うこと。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成23年3月18日

秋田県秋田市議会

内閣総理大臣	菅	直	人	様	
厚生労働大臣	細	川	律	夫	様
衆議院議長	横	路	孝	弘	様
参議院議長	西	岡	武	夫	様